

だいとう 議会報告

JR 3駅特別委員会の現地視察がありました。



雨の野崎駅東側視察中

6月15日午後1時から「JR3駅特別委員会」の現地視察が行われ、議員団は3人揃って参加しました。当日はあいにくの雨模様で、傘をさしながらの現地説明がありました。配付資料が濡れてしまい、急遽移動車両の中での説明などが追加されました。

JR住道駅では南側の店舗の移動および代替予定地の視察。駅前の墓地移動についての地元合意が困難との報告を受けました。

JR野崎では駅前東側の谷田川蓋がけによる駅前広

場の拡充やタクシー乗り場の問題で、A・B案が出され、その境界線とアプローチ道との関係を。西側では、駐輪場や公園の位置関係を同じくA・B両案で提案されました。

JR四条畷駅では、東側の新入道路を錦町北側に確保する案が出されましたが、現行バスの進入路を拡幅し、相互通行が出来るように、さらに銀行やコンビニの移動でバスターミナルを作るべきとの指摘をしました。西側の駐輪場は年間3千4客万円ものしゃくり料を払って借り上げているものを買取り、2階建ての駐輪スペースを確保する提案ですが、改札口へは一度降りて道路を渡り、再び階段を上って行かなければならず、駐輪場から直接改札口に行けるようにして利便性をあげる意見が出されました。利用者の多くが隣の四条畷市民であることから、適正な負担を求めるよ

う指摘する声がありました。各会派から出されました。

途中、新駅候補地を通りました。が、車内からの視察と説明にとどまりました。

NPT・核不拡散条約再検討会議、報告集会



6月11日夕刻、市民会館で開かれた報告集会にとびた市議が参加しました。

派遣・報告者の山田幸子さんは「小さな力が一つになり、700万筆もの署名が集まり、ニューヨークへ届けてきました。目標を小さく持つことは良くないこと」と、スライドを使って現地の様子や、活動報告をされ、会場からはその労をねぎらう大きな拍手が送られました。

また、協立診療所の患者さんなどにお願ひした折り鶴が一万羽を超えたことから平和への思いを込



また、大東原水協など事務局からは毎月の69宣伝行動の強化や、7月5日の平和行進、8月6～8日の原水禁世界大会への派遣、さらには8月27～28日の大東平和夏まつりを大きく成功させるためにも、今後更に力を合わせようとの行動提起がされ、参加者は大きな拍手でこれに応えました。



う福祉教育の分野と医療の分野で「医的ケア」を広げていく先頭に立つ方の講演・学習会が持たれました。

また、この間八尾市・東大阪市・大東市で広げられてきた写真パネル展「笑顔輝く僕らの未来」のブースが会場入り口付近に置かれ、入場前や休憩時間などを使つての、参加者同士の交流や物品販売なども行われていました。

現在大東市内では東部地域で「てんととうむし」やハートフル北条などが卒業後の受け入れを行っています。

日本共産党 大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
議員団控室直通
TEL/FAX 871-5588

	市議員 つとむ とびた
	市議員 かずこ とびた
	市議員 しげる とびた

TEL 090-3864-5037
TEL 090-1079-8939
TEL 090-7099-8429

笑顔輝く僕らの未来

「医療的ケア」第2回目の総会

法律相談
7月2日(金)7時～
大東市民会館
※先着順です
871-5588まで

第27回 大東四條畷保健生協 通常総代会 開催さる

6月20日午前10時から市民会館4階の大会議室で保健生協の通常総代会があり、大東市議会からは古崎・とびた市議が、四條畷市議会からは岸田・あべ市議が参加し、来賓14団体とともに紹介されました。



会場いっぱい150人が参加した総代会は、唐沢理事の挨拶、議長団の選出に引き続き松久専務から議案提案が行われました。また、全体討論での発言も10件におよび、「いのちを守るネットワークのとりにくみ(中村総代)・健康づくりキャンペーン(水本職員)・健康づくりのとりにくみ(安木総代)・地域の見守り活動(樋口総代)・NPT参加報告(山田職員)・7000世帯の保健生協を(長井理事)・支部活動の課題(菱田総代)・四條畷のたまり場づくり(遠山職員)・さんの杜建設成功を(玉江総代)」と、活発な発言が続きました。

した。

全ての議案と、特別決議(普天間基地の無条件返還を求める決議)が採択され、新しい役員が決まりました。

新役員体制 敬称略

- 理事長 松久 芳樹
- 副理事長 橋田 正美
- 副理事長 宮田 浩
- 理事 長井良春・玉江康子・菱田宗一・小西弘・西原栄・松浦恭子・川口利雄・小宮初代・阪田寛和・松田節夫・橋本武光・日垣良太・大槻良枝・豊田明恵・山口美保
- 代表監事 唐沢岩夫
- 監事 今牧敬晴・千秋昌弘



「開かれた議会」「議会活性化」で新たな試み!

議会基本条例特別委員会

自由討論 (大東市議会基本条例第16条に規定) 試行案
 自由討論は、原則公開で行うものとする
 自由討論は、議長(委員長)議員(委員)の発議により開始するものとする。
 自由討論における発言者は、議長(委員長)が指名する。本会議、委員会において自由討論を行えるものとする。
 議事録・映像については、通常通り残すものとする。
 理事者については、説明等を求めるが、自由討論においては意見を述べる機会を与えないものとする。ただし、議論の場から排除はしない。
 自由討論の時間は、おおむね30分以内とし、議長(委員長)の判断にゆだねる。

反問権 (大東市議会基本条例第11条第3項に規定) 試行案
 反問権は本会議、委員会において行使できるものとする。
 部長以上の理事者で、反問権を行使しようとするものは、自らの意思の表明をし、議長(委員長)の許可(指名)を得て行使できるものとする。
 反問する際の時間については、質問時間を含む。
 反問を受けて、それに対する議員の答弁は質問時間を含む。
 議事録、映像については通常通り残すものとする。
 反問権の行使に当たっては、議員は、理事者の反問に誠実に応えなければならない。
 会議冒頭で、反問権について議長(委員長)が次第書の中で説明する。

大東同和裁判(違法公金支出返還請求事件)報告会行われる

6月16日午後6時半から市民会館で行われた報告会に、とびた市議が参加しました。



冒頭、前市会議員の千秋昌弘さんから長年にわたる同和行政の経過と問題点、今日の課題などが報告されました。「今回の裁判は、公金の不法支出という、誰もが解明を求める裁判であるという側面と同時に、その背景に、今なお実態として歪んだ同和行政があり、その解決そのものが問われている」という、この裁判の意義を考える上で貴重な報告・意見や、お隣の東大阪市での取り組みと、その体験的実践を出版され本日会場してくださった、古川氏の紹介もされました。

また、京橋共同法律事務所からは弁護士を代表して愛須弁護士が裁判の局面をわかりやすく話していただき6月30日に当事者のNも含めて4人が証人としてとりあげられる。それぞれから出された陳述書が紹介されてきたが、それはいたるところに矛盾が満ちていて、30日は真相を明らかにする大事な尋問となること。また傍聴席を一杯にして市民が注目していることを裁判所に示すことの大事さを改めて認識させられました。

大阪地方裁判所 1007号法廷
 6月30日(水) 午前10:30 ~ 午後4:00まで、証人喚問が行われます。
当日午前9時半
JR住道駅ホーム集合
 議員団がお待ちしています。

なお、傍聴可能な方は30日午前9時半JR住道駅ホームで議員団がお待ちしていますので、ご一報ください。